

さいたま新都心バスターミナル利用規程

(利用の条件)

第1条 さいたま市さいたま新都心バスターミナル（以下「バスターミナル」という。）を利用する事業者（以下「利用者」という。）は、さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例（以下「条例」という。）及び同施行規則の規定に基づいて、バスターミナルの施設の使用許可等に係る手続きを行うものとします。

(利用者の遵守義務)

第2条 利用者は、バスターミナルにおける混雑及び危険防止等を図るため、次の事項を遵守するものとします。

- (1) バスの通路、停留場所及び立入禁止の表示がある場所に立ち入らないこと
- (2) 他の利用者に危害を及ぼす恐れのあるものや、迷惑となる恐れのあるものを持ち込まないこと
- (3) 他の利用者に危害を及ぼす行為や、迷惑となる行為を行わないこと
- (4) バスターミナル管理のための場内放送、その他施設管理者の指示に従うこと

(運行計画等の提出)

第3条 利用者は、バスターミナルの利用に係る運行計画等の必要書類を原則利用の1か月前までに施設管理者へ提出するものとします。

2 前項の運行計画を変更しようとする場合も同様とします。

(利用料金)

第4条 バスターミナルの使用料（以下「利用料金」という。）は、条例に規定し、国土交通大臣が届出を受理した金額とし、次の事項に基づく金額の算定とします。

- (1) 路線のキロ程は、運行系統表の往復のいずれか最大距離を算定基準とします。
- (2) 同一路線における復路に係る利用料金の割引（往復割引）を受ける利用者は、対象となる往復の対の便のわかる書類等を事前に施設管理者に提出するものとします。
- (3) 利用料金は、運行計画に基づき算定するものとします。なお、利用者の都合による通過はバスターミナルの使用に該当するものとします。ただし、天災地変等の不可抗力その他利用者の責に帰し得ない事由により運行を休止する場合は、利用料金を免除するものとします。

(利用料金の支払い等)

第5条 利用者は、利用した月の利用料金を、施設管理者が翌月初め3日（行政機関の休日に関する法律に規定する休日（以下「土休日」という。）を除く日）以内に行う利用料金の請求に基づき、同月25日（その日が土休日に該当するときは、これらの日の前日）までに施設管理者が指定した方法により支払うものとします。なお、振込手数料等が生じる場合は、利用者

の負担とします。

- 2 前項の利用料金に違算または変更があった場合は、利用した月の翌々月に精算するものとします。

(バースへの進入時間)

第6条 バースへの進入時間は、原則として発車時刻の10分前とします。ただし、その時分内に他に発車するバスがある場合は、当該バスの発車後とします。

- 2 続行便等を運行するときは、所定便のバスの発車後速やかに進入するものとします。ただし、施設管理者から指示があったときは、その指示に従うものとします。

(遅延バスの取扱い)

第7条 事故その他の事情により、発車時刻までに所定の発車バースに着停できない場合は、速やかに施設管理者に連絡するものとします。

- 2 遅延バスがバスターミナルに到着した場合は、到着後速やかに施設管理者の指示を仰ぐものとします。

(運行異常時の連絡)

第8条 利用者は、事故、故障、道路事情等の事由によりバスの運行を休止する場合は、速やかにその旨を施設管理者に連絡するものとします。

(バスターミナルへの入場)

第9条 バスターミナルへの入場は、原則として次のとおり規制します。

- (1) 左折入場とすること
- (2) 歩道進入手前で一時停止すること
- (3) 歩行者の通行がある場合は、歩行者の通行を優先し、通行が完全に終わってから入場を開始すること
- (4) 入場時は、毎時5キロメートル以下で徐行すること
- (5) 施設管理者が誘導する場合は、その指示に従うこと

(バスターミナルからの出場)

第10条 バスターミナルからの出場は、原則として次のとおり規制します。

- (1) 左折出場とすること
- (2) 歩道進入手前で一時停止すること
- (3) 歩行者の通行がある場合は、歩行者の通行を優先し、通行が完全に終わってから出場を開始すること
- (4) 車両の通行がある場合は、車両の通行を優先し、通行が完全に終わってから出場を開始すること

(5) 出場時は、毎時5キロメートル以下で徐行すること

(6) 施設管理者が誘導する場合は、その指示に従うこと

(警音器の使用禁止)

第11条 バスターミナル内においては、危険防止その他やむを得ない場合のほかは、警音器を使用してはなりません。

(車内の塵芥の処理)

第12条 バス車内の塵芥は、バスターミナル施設内に捨てず、利用者が処理することとします。

(工作物、物件または施設等の設置)

第13条 利用者がバスターミナル内に工作物、物件、または施設等を設置しようとするときは、予め施設管理者の承認を受けるものとします。

2 前項の承認を受けずに設置したときは、施設管理者はこれらの使用を拒否し、撤去できるものとします。

(事故等の処理)

第14条 利用者は、バスターミナル内において他の利用者等との事故や車両事故等を生じた場合は、速やかに施設管理者に報告するとともに、バスターミナルの運行の妨げとならないよう、当事者の責任においてその処理を行うものとします。

2 利用者は、前項の処理終了後も、引き続き必要な対応がある場合は、責任をもってその処理を行うものとします。

(損害賠償)

第15条 施設管理者は、利用者の故意もしくは過失により損害を受けたときは、その利用者に対し損害の賠償を求めるものとします。

(免責)

第16条 施設管理者は、利用者の故意、過失及び本規程に定める事項に違反して生じた事故に対しては、その責任を負いません。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行します。